

平成28年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	福祉サービスの第三者評価等事業			<b>担当部局庁</b>	社会・援護局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	平成12年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	福祉基盤課		石垣 健彦		
<b>会計区分</b>	一般会計								
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	社会福祉法第78条			<b>関係する計画、通知等</b>	福祉サービス第三者評価事業に関する指針について(平成26年4月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)				
<b>主要政策・施策</b>	-			<b>主要経費</b>	社会保障				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	福祉サービス事業者が、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。								
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。(補助率10/10) 1. 第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に、評価事業普及協議会を設置し、都道府県が設置する都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。 2. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。 3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修の指導講師を養成するため、評価調査者指導者研修会を実施する。								
<b>実施方法</b>	補助								
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	7	7	7	6	6		
	執行額	7	7	7					
執行率(%)		100%	100%	100%					
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	社会的養護施設について、平成27年度から平成29年度までに、全施設で受診(3年に1回の受審)	第三者評価受審件数(累計)	成果実績	-	462	1,063	158	-	-
			目標値	-	-	1,063	-	-	1,074
			達成度	%	-	100	-	-	-
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 31 年度
	保育所について、平成27年度から平成31年度までに、全施設で受審(5年に1回の受審)	第三者評価受審件数	成果実績	-	1,000	1,029	1,279	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	24,509
			達成度	%	-	-	-	-	-
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	第三者評価受審件数(全施設種別)	活動実績	-	4,132	4,618	4,448	-		
		当初見込み	-	-	-	-	-		
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	X:執行額(円)÷Y:受審数(件)	単位当たりコスト	円	1,653	1,498	1,324	-		
		計算式	X/Y		6,832,000 /4,132	6,918,000 /4,618	5,891,000 /4,448	-	
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	民間社会福祉事業助成費補助金	6	6						
	計	6	6						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること							
	施策	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること (施策目標VII-2-1)							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	本事業(第三者による評価の受審)により、各事業者が事業運営における問題点を把握することが可能となり、また、受審結果を公表することにより、事業者間でのサービス品質の比較が可能となり、利用者が適切なサービスを選択することができるようになることから、より質の高い福祉サービスの提供に寄与している。								
	改革項目	分野:	-	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	福祉サービスの質の向上は、広く国民のニーズがある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	社会福祉法第78条第2項において、国は社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助することとされており、全国統一的な評価基準の作成等は、国で統括すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	福祉サービスの質の向上を図る上で、施設・事業所がサービスの評価を行い、改善に取り組むことは重要。また、利用者の選択に資するものでもあり、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	第三者評価事業の全国推進組織として位置づけられている全国社会福祉協議会へ補助することを通じて、各都道府県社会福祉協議会のネットワークを活かしつつ、その普及及び全国的な実施体制の確保を図るものであり、妥当である。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	22年度～28年度にかけて約29%予算額を削減されており、十分な削減努力がされている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	評価基準の策定等のための会議・研修の開催費用及び資料作成費用に限定し、必要な経費のみが計上されている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	印刷費や会議費の削減に取り組んでいる。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	福祉サービスの質の向上を図るため、平成25年度には4,618施設が、第三者評価を受審しており、見込みに見合ったものとなっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	福祉サービスの質の向上を図るため、平成25年度には4,131施設が、第三者評価を受審しており、見込みに見合ったものとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	共通評価基準及びサービス毎の評価基準を策定し、全国の評価機関において活用がされている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	<p>○福祉サービスの質の向上を図る上で、施設・事業所がサービスの評価を行い、改善に取り組むことは極めて重要。また、利用者のサービス選択に資するものでもあり、優先度の高い事業と判断する。</p> <p>○平成28年度は平成22年度比で約29%予算額を削減しており、十分な削減努力がされている。 ※平成22年度予算8,290千円 → 平成28年度予算5,891千円(2,399千円、▲29%)</p> <p>○第三者評価の促進のため、各サービス毎の基準について、以下の見直しを行っており、今後も順次、本事業により評価基準の見直し等を進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月 社会的養護施設の受審義務化</li> <li>平成25年3月 高齢者福祉サービス版(特別養護老人ホーム・通所介護・訪問介護)の第三者評価基準ガイドラインを新たに策定</li> <li>平成27年2月 社会的養護施設の評価基準の改正</li> <li>平成28年3月 保育所版の評価基準の改正</li> </ul> <p>○平成26年度の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正についてにおいて、評価機関・評価者の質の向上を目的にサービス間共通の評価項目の再整理し、評価結果の公表内容の見直しを行った。また、評価手法や手順を記載したマニュアルを作成し全国に周知した。</p> <p>○全国的に福祉サービスの質の向上への取り組みを進め、福祉サービス第三者評価事業の普及促進を図る必要がある。そのため、学識経験者、施設・事業所の全国団体が福祉サービスの質の向上の推進について協議する会議の開催等、素効性の高い活動となっている。</p>				
	改善の方向性	平成26年度の「指針」の見直し内容(共通評価項目やマニュアル)について、更に周知徹底を図るとともに、各サービス毎の評価項目について、順次策定、見直しを行うこととしている。(今後、障害福祉施設の評価基準を策定予定)				
<b>外部有識者の所見</b>						
点検対象外						
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>						
現状通り	より質の高い福祉サービスの提供に寄与するため、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>						
現状通り	-					
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>						
平成22年度	436	平成23年度	394	平成24年度	342	
平成25年度	704	平成26年度	704	平成27年度	720	

